



Q 「市と町の違い」は？

A 市や町の要件は、地方自治法及び府条例に定められています。通常、町が市となるためには、5万人以上の人口を有することや市街地を形成している戸数が全戸数の6割以上であること等の要件を満たす必要がありますが、市町村合併が行われる場合に限り、3万人以上の人口を有すれば、市の要件を満たすとの特例が設けられています。（※4町が合併すると、人口は約3万7千人となり、特例により市となります。）

市となると、長・議員の選挙期間や監査委員の定数等、組織や機能面において町とは異なってきますが、代表的な違いとして、福祉事務所の設置が挙げられます。

福祉事務所では、①生活保護法による保護の決定及び実施、②妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所等措置、③障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定及び支給、④知的障害者の援護等の実施、⑤児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等を行うこととなります。これらは、町の区域では府が行っていますが、市が行うことにより、従来にも増して、総合的な福祉施策を展開することが期待されます。

このほか、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可や市の区域を超えない商店街振興組合等の設立認可等、町が有しない権限も有することとなります。

ご意見ハガキ



**アンケートへのご協力
ありがとうございました。**

6月中旬から下旬にかけて行った、「まちづくりに関する住民アンケート」にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様からいただいた貴重なご意見は、今後策定される新市建設計画に反映されることとなります。

なお、集計結果については、後日、合併協議会だよりや協議会ホームページで報告させていただきます。

編集・発行

**園部町・八木町・日吉町・美山町
合併協議会事務局**

〒622-0004 京都府船井郡園部町小桜町62-1
園部国際交流会館内

TEL.0771-68-1167 FAX.0771-62-0330
http://www.4gp.jp/ e-mail : info@4gp.jp

●お名前（ペンネーム可）

●該当するところを○で囲んでください。

（性別） 男・女

（年齢） 20歳未満・20歳代・30歳代・40歳代・
50歳代・60歳代・70歳以上

（住所） 園部町・八木町・日吉町・美山町

●いただいたご意見を公表してもよろしいか。

はい・いいえ

（公表する場合は、個人が特定できないようにします。）

●ご意見（200字以内でお願いします。）

※切り取ってお使いください。



本紙は環境への配慮から、古紙100%の再生紙に、ソイインキ（大豆油）で印刷しています。